

07 財務省(特区第12次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070010	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができる。	○酒税法第7条第2項酒類 一年間の製造見込数量	実施内容 ○事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 ○町内にある酒造会社の工場跡地を利用して、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の特産品と、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 ○町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。						酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討するとしているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			明和町	群馬県	財務省	
070010	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができる。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決まられており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンリーワンのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等に含めて地域通貨による前払式証票の導入により「特区以外での流通」と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく密造報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密造の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由: 群馬では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、菓等の閉鎖が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると思われる。代替措置: 第9次、第10次、第11次特区提案で「特区以外での流通」税の滞納「密造の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可能である」具体的な理由を御提示下さい。ワインが清酒と同じ分類であること自体、理解困難であり、原料、製造方法も異なり、国産ワインの出荷量は酒類全体の1%と市場規模も小規模、国産ワインメーカーの97%は年間出荷量1300キロリットル以下の中小企業である。日本では現在、ワイン1リットル当たり酒税は70円強で、フランスでは4-59円、米国では30-81~45-21円。ドイツやイタリアではワインは無税である。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。							酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討するとしているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			個人の浦り・サンライズラン	広島県	財務省
070010	特定農業者に対する酒類製造事業における対象酒類の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができる。	農家民宿を併せ営む特定農業者に対し認定している酒類製造事業に、その酒類の製造を緩和し、地元農産物である青梅を使用した混和酒(梅酒)の製造が可能となるよう、酒税法第7条に規定する酒類の製造免許の更なる緩和を求める。	現行の酒類に係る製造免許の特例については、酒税の保全や税務執行のコストにより、対象となる酒類を保存や流通に難のある酒造りに、グリーンツーリズムの推進と地域の活性化の観点から、対象を農家民宿を併せ営む特定農業者に限定している。 小田原市における梅栽培の歴史は古く、おおよそ400年前の戦国時代にまで遡ることができ、現在でも市内の管我地区を中心に15ha・773t(平成16~平成17年神奈川県農林水産統計年報による)が栽培・収穫される主要農産物であり、青梅を使った混和酒(梅酒)については、多くの生産者が自家消費として作り、嗜んでいる。 そこで、市内における農家民宿を併せ営む特定農業者が施設利用者に新たに、製造した混和酒(梅酒)を提供できれば、新たなPR効果となり、他地域との差別化による新たな施設利用者の開拓も見込める。 また、新規の都市住民との交流はグリーンツーリズムの推進や地域の活性化とも合致することから、特定農業者に対し認定している酒類製造事業における対象酒類の更なる緩和を提案する。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。						酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討するとしているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			小田原市	神奈川県	財務省	
070010	梅酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができる。	吉野川市美郷地区において、梅生産農家が自らの地域で生産した梅により梅酒製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件製造数量の緩和を要望する。	吉野川市美郷地区の梅は、徳島県内では第2位の農産物出額となっているが、近年農業従事者の高齢化による労働力不足、青梅の価格低迷により管理不良園が増加し、収穫量が減少している。梅生産農家が共同で梅干の生産販売に取り組んではいるものの、青梅の購買価格を上げる付加価値の高い新たな特産品が地域経済活性化には必要となっている。 梅酒に関して、梅酒は、梅そのものの有効成分を効率よく生かしたもので、梅と同様の効用がある。最近「健康に気を使う」「お酒があまり飲めない」女性も巻き込んで梅酒ブームとなっている。梅は、それぞれの木により梅の酸味など違うため、木ごとに味が違う梅酒となり、小規模ではあるが梅の特徴を活かした梅酒の製造ができる。また、長期熟成させた梅酒は、芳醇な味わいでカラダにいいものができる。 梅酒事業による梅の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う管理不良園の解消を図る。 美郷の特産品である梅で梅酒醸造を行い、美郷地区の新たな特産品とし、梅生産者の生産意欲の向上と、農園の保全を図る。 美郷地区内店舗での販売のほか、イベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、美郷の梅を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討するとしているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。	吉野川市美郷地区は人口(1,285人・521世帯)が少なく、高齢者割合(45.7%)が高く、基礎的条件的に厳しい地域となっている。特に梅生産農家(60戸)は高齢化や青梅の価格低迷などにより、所得が減少してきています。美郷地区の活力を取り戻すためには、地域資源を活用し、都市交流を中心に所得の向上につながる持続可能な事業に取り組みする必要があります。現在、美郷地区が取り組んでいる「キレイさと美郷」の地域ブランド確立には、梅酒の製造を中心として、地元の青梅を、地元で梅酒の製造をすることが、本物の新しい地域特産品となり、この特産品を通じて都市と交流を図ります。					酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討するとしているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			吉野川市、吉野川市美郷商工会	徳島県	財務省

07 財務省(特区第12次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070010	醸造酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	吉野川市美郷地区において、農業者が自らの地域にある山野草、山菜、木の芽を使用した醸造酒の製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件製造数量の緩和を要望する。	高齢化と過疎化が進む美郷地区には、昔から受け継いだ菓草の知識など深い経験とノウハウが蓄積されている。 本会は、地域資源を活用し、特産品の販売や交流人口増加による地域所得を増やすシステムの構築に取り組むため、平成19年度中小企業庁の補助を受け「美郷菓草の郷事業」と銘打って、健康をテーマに、美郷地区に自生している山野草、山菜、木の芽などを活用した商品などを開発し、自然体験などをあわせてヘルスツーリズムに取り組んでいる。 事業の中で、東城大学薬学部村上教授の指導を受け、どくだみ、アケビ、サルナシ、桑、タンポポなどを使用した商品として醸造酒の取り組みを考えております。そのような醸造酒は、ヘルスツーリズムを取り組む上で、今後もっとも有効な高付加価値の健康商品となり、高齢者のノウハウを生かした特産品としてなりうる。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			徳島県	財務省			
070010	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	梅生産農家が、自ら生産した梅を原料として梅酒(リキュール類)を製造する場合に、製造免許に係る最低製造数量基準(リキュール類の場合、年間6キロリットル)を適用しない場合においては、製造免許を受けることができない。	福井県若狭町は、約170年の歴史を誇る福井梅の産地である。 この地域で生産された梅を使用して、県内外の酒造事業所において梅酒が製造されているが、地域の特産物として、この地域でしか味わえないものにするためには、梅生産農家による自らの梅酒製造が必要である。 しかしながら、酒税法第7条第2項により梅酒(リキュール類)の酒類製造免許取得要件が年間最低製造数量基準が6キロリットルとされているため、少量しか生産できない梅生産農家の酒造免許の取得は不可能である。 そこで、梅酒製造を希望する梅生産農家は、この最低製造数量基準を適用せず酒造免許を受けることが可能とすることで、梅生産農家が、自ら栽培した梅を原料として独自の梅酒を製造・提供できるようになり、都市と農村交流の活性化が図られることとなる。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 今回の提案は、梅生産農家の梅を原料とすることを前提としていることから、原材料費が低く抑えられるため、貴省が採算が取れるとする現在の製造数量基準よりも、低い水準であっても採算が取れると考えられる。梅生産農家に対する最低製造数量基準の適用除外または引き下げなどの要件緩和について再度検討願いたい。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			福井県、若狭町	福井県	財務省		
070010	特定農業者によるリキュールの製造事業	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	みかん生産農家が、自ら生産したみかんを原料としてみかん酒(リキュール)を製造する場合、免許を受けた後1年間製造見込数量が6キロリットルに満たない場合でも、酒類製造免許を受けることが可能とする。	平成18年7月に浜松市と合併した旧引佐町・旧細江町・旧三ヶ日町は、全国でも有数のみかん産地である。 現在、これらの地域では、地産地消を進め、みかんの消費量を拡大するため、みかんを用いた様々な取組を行っている。その一つに、地元酒造メーカーを中心として、みかんを用いたリキュールを試験的に製造しているが、酒造メーカーが採算ベースにのせるには、今しばらく研究が必要であり、実現には時間がかかると見込まれている。 一方、みかん農家においては、摘果や形が悪くて出荷できないみかんがあり、現在二東三文で売却又は廃棄等している。これらの利用を模索している中で、リキュールの製造による新たな地域の特産品づくりを着想、もともと商品価値の低いものなので、小規模で生産するには赤字・黒字を考えるとではない。 しかしながら、酒税法第7条第2項の規定によると、リキュールの酒類製造免許取得要件が、免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットル以上とされているため、少量しか生産できないみかん農家は、酒造免許を取得できないこととなっている。 そこで、みかんを用いたリキュールの製造を希望するみかん生産農家には、この最低製造数量基準に満たない場合でも、酒造免許を受けることが可能とすることで、みかん持り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等に、みかんを用いたリキュールを提供、観光の目玉の一つとし、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。	C			酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			浜松市	静岡県	財務省	
070010	特定農業者による果実酒の製造事業	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	みかん生産農家が、自ら生産したみかんを原料としてみかんワイン(果実酒)を製造する場合、免許を受けた後1年間製造見込数量が6キロリットルに満たない場合でも、酒類製造免許を受けることが可能とする。	平成18年7月に浜松市と合併した旧引佐町・旧細江町・旧三ヶ日町は、全国でも有数のみかん産地である。 現在、これらの地域では、地産地消を進め、みかんの消費量を拡大するため、みかんを用いた様々な取組を行っているところである。その一つに、地元酒造メーカーによるみかんワインの製造があげられる。 現在は地元酒造メーカーによる製造のみだが、みかん持り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等をおもてなしするため、みかん生産農家においても、みかんワインを製造し、提供したいと考えている。 しかしながら、酒税法第7条第2項の規定によると、果実酒の酒類製造免許取得要件が、免許を受けた後1年間に製造しようとする見込み数量が6キロリットル以上とされているため、少量しか生産できないみかん農家は、酒造免許を取得できない。 そこで、みかんを用いたワインの製造を希望するみかん生産農家には、この最低製造数量基準に満たない場合でも、酒造免許を受けることが可能とすることで、みかん持り等のグリーンツーリズム等で訪れる観光客等に、みかんを用いたワインを提供、観光の目玉の一つとし、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。	C			酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点から踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。			浜松市	静岡県	財務省	

07 財務省(特区第12次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070011	特産品しょうちゅう酒製造に伴う酒税法の緩和	酒税法第7条第2項、第11号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(単式蒸留しょうちゅうは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	特産品しょうちゅう酒製造許可について、一定の要件を満たしている場合、特産品しょうちゅうの最低製造数量の撤廃、自給調整要件の撤廃による特産品しょうちゅうの製造を可能とする。	平成18年5月に特産品しょうちゅう製造ができるようになったが、しかし、最低製造数量が1年間に10キロリットル以上であることで大規模な法人でなければ取組めないし、又、需給統制要件によって、事実上、鹿児島県内では取組めない状況にある。鹿児島県では、昔から農家でしょうちゅう作りをし、各農家で個性的なしょうちゅうづくりが行われていた。本町においても同様であり、本町の山間地域では、交通の不便さもあり、昔は、各農家でとれた材料を利用して焼酎づくりが行われ、客人をもてなす良き食文化があった。そこで、その良き食文化を復活させ、耕作放棄地の解消と、限界集落化しつつある地域に活力を見出すため、自治会単位、集落単位で特産品しょうちゅうを製造する場合に限り、最低製造数量と需給調整要件の緩和する措置をお願いします。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。なお、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能な場合がある。貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	本提案では、最低製造数量基準が「客観的な水準」で取られているのであれば、それをご教示お願いします。その水準の中に人件費、材料代が含まれているならば、この地域はボランティア活動の一環として、当然、人件費、材料代等も無償で取組む計画であり、納税の確保がかならず確保できるものです。又、提案に対する回答で酒税法第10条第11号関係の要件(需給調整要件)の緩和に対する回答がありませんので併せてお願いします。鹿児島県は世界に向けて焼酎をPRしようとしています。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。なお、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能な場合がある。貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであると認め、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能な場合がある。貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	平均課税移出数量(製造量)が平均小売数量(消費量)を下回っている地域のみを免許付与であれば、実質、消費量の多い都市のみに免許付与が限られ、消費量の少ない地方は免許付与の可能性が閉ざされてしまう。地方再生の叫ばれている現在、地方の自立を促すためには、このようなわけの分からない規制緩和をすべきであると思う。又、最低制限数量以下の酒税については、地方税とするなどの措置を講じ、特に、過疎地域、辺り地域などの地域限定で規制の緩和を税制改正の問題として検討していただきたい。				1 0 4 7 0 1 0	錦江町	鹿児島県	財務省
070020	酒類の販売免許条件の緩和	酒税法第9条、第10号、第14条、第15条	一般酒類小売免許については、税務署において、酒税法第10条各号に規定する免許の拒否要件(人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件)に該当しないかどうかを審査し、免許付与の可否を決定することとしている。	原料を提供しかつ直売所を設けている農家が、その原料から作られたワインに限って既存の直売所で一般小売ができるようにする。期間は7月から10月までの4ヶ月間限定とする。	現在岡崎市内では約70戸の農家が食用ぶどうの栽培を行っています。余剰ぶどうの活用策として一部をジャムやワインなどの加工用に戻しています。ワインの醸造は長野県の業者へ委託し、販売は小売販売免許を持つあいち三河農協が担当しています。また、ぶどう狩りの盛んな駒込地区には、シーズン中は「臨時販売所」を1箇所設置して対応しています。しかし、10数箇所ぶどう狩り園や直売所があるにもかかわらず、臨時販売所に農協の職員を置かなければならぬ1箇所しか設置できない状況です。そのため、原料を提供しかつ直売所を持つ複数の農家は「自分の栽培したぶどうからできたワインなら自らの手で売りたい」という声があり、一般酒類小売免許の申請を検討しました。ところが一般酒類小売免許はコンビニや酒屋といった一般的な小売業を想定したものであり、農家にとっては負担が大きすぎるものです。そのため農家が既存の直売所で販売できるような限定免許を提案するものです。免許の具体的な内容としては、酒税法第10条9号(場所的要件)の区分割及び10号(経営基礎要件)の販売場の設置に関しては既存の状態をそのまま認めるというものです。その代わり酒類は各農家から提供されたぶどうから作られたワインのみとし、販売期間もぶどうシーズンのみ(7~10月)に限定するものです。加工品の販売品目を増やすことにより、ぶどう農家の経営基盤の安定につながることも、生産地が特定でき生産者の顔が見える地産地消の推進という点からも、限定免許による酒類販売免許条件の緩和を提案するものです。	D	酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用している。提案では、個々の申請販売場の立地や経営の具体的な状況について明らかではないが、いわゆる場所的要件については、申請販売場における申請者の営業が、他の営業主体と明確に区分されているかどうか等の観点から、販売場の区分割、代金決済の独立性等について審査している。また、いわゆる経営基礎要件については、販売設備が不十分でないかなど、経営の物的要素に欠陥がないかといった観点から、申請販売場の設置が建築基準法、都市計画法、農地法等の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却若しくは移転を命じられている状況でないかどうかを審査している。なお、臨時に販売場を設けて酒類の販売をしようとするときは、期限付酒類小売免許を受け、酒類の販売を行うことも可能であり、その場合、申請販売場が仮設のものであっても「経営の基礎が薄弱である」とは必ずしも判断するものではないので、税務署に個別に相談されたい。	「期限付酒類小売免許」があれば仮設販売場の販売も可能、という回答でしたが、その「期限付酒類小売免許」の認可条件として既に酒類販売免許を所持していることが前提となっており、特区提案の対象となる各農家は販売免許を所持していないため、申請自体が不可能な状況です。今回の提案で考えているのは、現在酒類販売免許を持たない農家が既存の直売所で販売をあまりにしたいというもので、そのためには現在の免許取得条件の一部を緩和し、経営基礎要件の一部を緩和する一方で、販売する酒類及び販売期間については制限を設けた新しい酒類販売免許を認めもらうよう再度要望するものです。	右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。	D	期限付酒類小売免許については、季節的又は臨時に人の集まる場所に固定した店舗を設けて販売を行う場合であって、販売場廃止後の酒類の引渡先及び引渡期日があらかじめ定められている等の一定の要件を満たしているときには、申請者が既に酒類販売免許を受けていること、取得することが可能であるので、税務署に個別に相談されたい。				1 0 8 7 0 1 0	岡崎市 果樹振興会	愛知県	財務省		
070030	国が移転補償を買った土地を、営利目的の民間へ無償で貸付け	国有財産法第18条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けしてはならない(財政法第9条)。行政財産は、原則として貸付けを行うことができない。貸付けを行うことができる場合は限定されている。ただし、行政財産は、その用途・目的を妨げない限りにおいて、使用収益を許可することができるが、使用収益の許可をする場合の対価(使用料)は、法律に特別の定めがない限り時価でなければならない(国有財産法第18条)。民間企業等が営利活動を目的とするときは無償で貸付け又は使用収益の許可を行うことはできない。	基地の騒音により国が移転補償を行って買上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に無償で貸与ができることとする特例を設けていただき、市で企業誘致や各種団体の作業所、米軍向け貸家などの民間利用を促し、土地の有効活用を図って、分散された地域の再生を目指したい。	基地の騒音により国が移転補償を行って買上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に無償で貸与ができることとする特例を設けていただき、市で企業誘致や各種団体の作業所、米軍向け貸家などの民間利用を促し、土地の有効活用を図って、分散された地域の再生を目指したい。	C	構造改革特区における取り組みについては、構造改革特別区域基本方針(1994.27閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされているところ。これに対し、本提案は、①民間企業の営利活動に対し無償で貸し付けることは、民間企業の営利活動に対し補助金を交付するのと同じことであり、おおよそあり得ないこと、②新たな無償貸付対象の追加という従来型の財政措置による支援措置を求めようとするところ、③「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行う性質のものではないこと、から、検討対象となり得ないものである。また、基地の騒音を理由として国が土地を買上げる場合、当該土地は防衛省所管の行政財産となり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用を受けることとなる(同法の所管は防衛省)、同法においても民間企業等は無償使用の対象となっていない。	構造改革特区における取り組みについては、構造改革特別区域基本方針(1994.27閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされているところ。これに対し、本提案は、①民間企業の営利活動に対し無償で貸し付けることは、民間企業の営利活動に対し補助金を交付するのと同じことであり、おおよそあり得ないこと、②新たな無償貸付対象の追加という従来型の財政措置による支援措置を求めようとするところ、③「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行う性質のものではないこと、から、検討対象となり得ないものである。また、基地の騒音を理由として国が土地を買上げる場合、当該土地は防衛省所管の行政財産となり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用を受けることとなる(同法の所管は防衛省)、同法においても民間企業等は無償使用の対象となっていない。	C	税関においては、輸入申告された貨物の検査を実施する際に、輸入申告者から食品検査所や動物検査所が行う検査と税関による検査を併せて行うよう要請があったときには、下関港に限らず、これらの関係省庁と連携し、可能な限りその要請に応え、通関時間の短縮を図ってきているところである。また、税関の多くは、食品検査所等の関係当局と近接し、又は同じ庁舎内に設置しているところである。今後とも、税関における検査体制等を観点しつつ、輸入者の負担軽減、利便性の向上等の観点から、引き続き関係省庁と連携のうえ適切に対応してまいります。				1 0 4 3 0 1 0	三沢市	青森県	財務省 防衛省			
070040	港湾における貿易関係行政機関の窓口の一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化		貨物を輸入しようとする者は、関税法第67条の規定に基づき、税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされている。また、食品検査所、動物検査所及び植物防疫所においては、それぞれの所管する法律の規定により必要とされる検査が実施されている。	各港湾の貿易にかかるとする各府省システムについて「府省共通ポータル」化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高効率化のために、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかるとする各府省システムについて「府省共通ポータル」化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高効率化のために、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	C	税関においては、輸入申告された貨物の検査を実施する際に、輸入申告者から食品検査所や動物検査所が行う検査と税関による検査を併せて行うよう要請があったときには、下関港に限らず、これらの関係省庁と連携し、可能な限りその要請に応え、通関時間の短縮を図ってきているところである。また、税関の多くは、食品検査所等の関係当局と近接し、又は同じ庁舎内に設置しているところである。今後とも、税関における検査体制等を観点しつつ、輸入者の負担軽減、利便性の向上等の観点から、引き続き関係省庁と連携のうえ適切に対応してまいります。			C	税関においては、輸入申告された貨物の検査を実施する際に、輸入申告者から食品検査所や動物検査所が行う検査と税関による検査を併せて行うよう要請があったときには、下関港に限らず、これらの関係省庁と連携し、可能な限りその要請に応え、通関時間の短縮を図ってきているところである。また、税関の多くは、食品検査所等の関係当局と近接し、又は同じ庁舎内に設置しているところである。今後とも、税関における検査体制等を観点しつつ、輸入者の負担軽減、利便性の向上等の観点から、引き続き関係省庁と連携のうえ適切に対応してまいります。					1 0 5 4 0 1 0	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省	